

Title	構造改革路線と奨学金制度の変容(上):日本育英会から日本学生支援機構へ
Author(s)	柴田, 武男
Citation	聖学院大学論叢, 第 28 巻第 1 号, 2015.10 : 1 -11
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=5525
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

〈原著論文〉

構造改革路線と奨学金制度の変容（上）

——日本育英会から日本学生支援機構へ——

柴田武男

抄 録

1984年に日本育英会法は改正され、債券発行機関となり財政投融资資金を受け入れられるようになった。同時に、奨学金の一部が有利子化され、金融機関としての性格が強まった。2001年12月には日本育英会債券が公募され、市場から信用リスクが問われることになった。資金調達コストを低下させるために信用リスクを低減させることを金融機関として強制されることになり、それは延滞債権の回収、すなわち経済的苦境にある卒業奨学生からの厳しい取り立てになった。

キーワード：日本育英会，財政投融资，債券発行，奨学金の有利子化，債権回収

1. はじめに

戦前における大日本育英会の時代から奨学金は貸与であるが無利子が原則であった。しかし、1984年の日本育英会法の改正により有利子貸与制度が創設され、特別貸与返還免除制度の廃止等が行われた。さらに、債券発行規定が設けられた。これによって、第1回日本育英会債券が平成13年（2001年）12月5日に発行された。貸付が有利子化して、債券発行によって市場から資金を調達するというのは、日本育英会が金融機関としての性格を強めたということを意味する。

金融機関としての性格を強めた日本育英会による奨学事業もまた、その性格を大きく変容させることとなった。本稿は、奨学事業が金融機関の性格を強めた日本育英会の下でどのように変容したのかを問うものであるが、まず、政府財政が厳しく困難になっているという認識の下に、日本育英会が奨学事業を円滑に遂行するためにとられた1984年の改正法がどのような意味を持っていたのかを明らかにする。次に、債券発行するために金融市場の論理が適用されることによって、金融機関としての性格を強めたことで奨学事業にどのような影響が生じたのかを考察する⁽¹⁾。

2. 1984年改正による債券発行規定の意味

日本育英会債発行以前は一般会計からの政府貸付金と卒業奨学生の返還金を原資として奨学事業を行ってきたのであり、金融市場とは縁の遠い存在であった。ここで留意すべき点は、1984年に日本育英会法が改正され債券発行が可能となったが、実際に日本育英債が発行されたのは平成13年(2001年)12月5日とかなりのタイムラグが存在していることである。それでは1984年の改正は何のためであったのか。

1984年改正で日本育英会がすぐに債券発行に踏み切る予定はなかった。むしろ、当面予定なしが公式の見解であった。それでも、債券発行規定を改正法に盛り込んだのは、財投資金を導入するためであった⁽²⁾。

「債券を実際に発行するのか」という問いに対する答えとしては、「債券は、当面、発行する計画はないが、今後事業の遂行上必要とされる場合にあっては、その段階で検討することとしたい。」⁽³⁾としている。

「債券発行規定を設ける理由は何か」という問いに対して、当時の文部省としては

「答 日本育英会の学資貸与事業については、従来、一般会計からの政府貸付金と卒業奨学生の返還金をもって事業を行ってきた。高等教育の機会均等を確保するためには、学生生活費の上昇や授業料負担に対応して、学資貸与事業の量的拡充が必要であるが、現下の国の財政事情を勘案すれば、一般会計の政府貸付金を資金とするだけでは限度があるので、日本育英会が債券を発行することができる旨の規定を設け、国の一般会計以外からの資金を導入し得ることとした。なお、債券発行能力を有する法人になることによって、資金運用部資金(財政投融資資金の原資の一つでその中心を占める資金)の貸付けを受けて、有利子貸付事業に対する貸付資金の原資に充てることができるようにしたい考えである。また、債券発行規定を設けたことに伴い、債券の債権者の先取特権や債券の発行事務の委託等について規定しているが、これは債券発行規定を有する他の特殊法人の例にならったものである。」⁽⁴⁾

さらに「備考」として下記のような理由を付け加えている。

「(備考) 資金運用部資金法は、特殊法人について運用対象を債券発行能力を有する法人に限定しているが(第七条第一項第七号及び第八号)、これは、当該法人の性格が民間からも資金の調達が可能であり、資金運用部資金の確実有利性を確保することを要求したものであると考えられる。

二 法律改正により債券発行能力を付与され、資金運用部資金を導入しながら、実際には債券を発行していない特殊法人も少なくない。(森林開発公団(昭和三十三年法改正)、日本私学振興財団(前身の日本私学振興会のとき昭和三十八年法改正)、社会福祉事業振興会(昭和三十九年法改正)、労働福祉事業団(昭和三十七年法改正))。]

財投資金は有償資金であり、その投入は奨学事業の有利子化を前提にしたものとなざるを得ない。1984年の改正当時の資金運用部資金の貸付利率は7.1%である。

奨学金を有利子化するに当たってその貸付利率を何%にするのかは大問題である。この貸与利率については設問を設けて説明してある。

〔貸与利率〕

問七一 有利子貸与（第二種学資金）の貸与利率はどのように定めるのか。

答 有利子貸与（第二種学資金）の利率は、政令で定めることとしているが、貸与利率は卒業後においてもできるだけ低利となるよう配慮したところである。

在学中は無利子とし、卒業後の貸与利率は無利子貸与と同額の基本的な額については、私学大学奨学事業援助の貸与利率（卒業後一〇年間で返還、前期五年間年利3.0%、後期五年間年利5.0%）等を勘案して年利3.0%とした。

なお、増額貸与月額分については、医歯学系及び薬学系に対する特別の措置であることから、基本的な貸与額の貸与利率とは異なり、調達原資である資金運用部資金利率と同率の年利7.1%とした⁽⁵⁾。

奨学金の貸与利率は私学大学奨学事業援助の貸与利率を勘案したとしている。この貸与利率前期3%後期5%という利率から、低利の3%を適用としたという説明であるが、そもそも私学大学奨学事業援助の貸与利率がなぜ3%および5%だという説明はない。増額貸与については、7.1%という原資調達金利が適用されている。

奨学事業が有利子化されることで日本育英会の金融機関としての性格が強まったが、まだそれは金融機関としての性格の確立ではなかった。1984年の法律改正によって財投資金が日本育英会に政策金融の一環として投入されるのであるが、各種の返還免除規定などは維持され、一般会計から投入された資金については全額返済という考え方はなかった。日本育英会自体にまだ奨学事業の資金について借りた金という意識も、利子を付けて返すという事業意識も希薄だった。日本育英会が金融機関としての性格を確立させていくのは日本育英会債を発行して信用リスクの評価という市場の洗礼を受けるようになってからである。

3. 日本育英会債発行の意味⁽⁶⁾

日本育英会債第一回債は発行金額100億円、期間10年、発行利率1.59%、対国債スプレッド+23bpとして2001年12月に発行されている。対国債スプレッド+23bpというのは、国債より0.23%

高い利率で発行されているということである。条件決定日は平成13年11月20日である。発行条件は前日の国債発行利回りから算出され、平成13年11月19日における10年物国債の発行利率は1.358%であるから、1.59%マイナス1.358%という計算からスプレッドは0.232%となり、対国債スプレッドは+23bpと発表される。

債券を発行することは、その発行体の信用リスクが市場で評価されることである。日本育英会の対国債スプレッドはほぼ一貫して低下しているから、信用リスクも低減している。育英会債から日本学生支援債券（財投機関債）を通して対国債スプレッドの推移をみると、平成21年（2009年）1月28日に条件決定した第15回債（発行金額300億円・期間2年・発行利率0.78%）が+37bpということはあっても、概ね低下して直近では第36回債（平成26年8月27日条件決定・発行金額500億円・期間2年・発行利率0.111%）は、+4bpであり、国債より0.04%利率を上乗せするだけで発行できている。

こうした信用リスクの低さはインターバンク市場でも同様である。金融市場からの短期借入金は平成19年4月23日に入札が実施され、その時の借入条件は借入金額238億4200万円に対して応札金額1188億4200万円・応札倍率4.98倍・利率0.66417%・借入日平成19年（2007年）5月14日・満期日平成19年8月8日というもので、スプレッドは0.01%というものである。ここでのスプレッドは金融機関同士の取引から成立した平均借入金利からの上乗せ金利を指す。具体的には、全国銀行協会（全銀協）が発表している日本円TIBORが基準金利となる⁽⁷⁾。

全銀協が発表している日本円TIBORの2007年5月14日の三ヶ月物の基準金利は0.65333%であり、日本学生支援機構が利率0.66417%で借り入れできたことは、スプレッドを正確に計算すれば0.01084%となり、0.01%のスプレッドとして発表されているのである。0.01%のスプレッドというのは、当初からほぼ金融機関並みの信用リスクと評価されている。

直近でみると、入札日平成25年4月25日・借入金額465億円・応札金額4533億円・応札倍率9.75倍・利率0.1%・借入日平成25年5月14日・満期日平成25年8月7日であり、スプレッドはマイナス0.13%である。スプレッドがマイナスということは市中の平均的な金融機関より信用リスクは低い、逆に言えば発行体の信用力が平均的な金融機関より高いということである。3ヶ月という短期の借入金では、平成21年10月21日の入札からスプレッドはマイナスである。それ以来、スプレッドゼロはあるが、プラスになることはなく、市中の金融機関より信用力は高い優良な金融機関として市場で認知されている⁽⁸⁾。

日本学生支援機構が市場から極めて高い評価を得ていることが理解できる。その評価の源が、債券発行体の信用リスクを評価する格付機関である。日本では金融庁に登録を受けた格付機関は信用格付業者と呼ばれ7社あるが、格付機関のうち、有価証券届出書や目論見書等のディスクロージャー資料に記載できるのが内閣府により指定を受けた指定格付機関であり、5社存在している。日系の格付機関は格付投資情報センター（R&I）日本格付研究所（JCR）の2社があり、日本育英会債お

よび日本学生支援債券の格付けに利用されている。格付投資情報センターは日本育英会債の第一回債から、日本格付研究所はその第二回債から格付けを開始している⁽⁹⁾。

格付投資情報センターは、第一回日本育英会債（2001年11月20日）のAA-を2005年4月25日にAAに引き上げてから現在に至るまでAA格付けを維持している。日本格付研究所は第二回日本育英会債（2002年10月15日）からの格付けであるが、2002年9月27日に予備格付けを実施しておりAA+として、直近の2015年1月27日発行の第38回日本学生支援債券まで変更していない。この安定して高い格付け状況は、財投機関という性格による。

日本格付研究所は過去三回財投機関等の格付方法を公表しているのので、2014年3月13日付けの最新の発表からみても。「財投機関等の格付に国等による信用補完効果を織り込む」としているが、これは財投機関を一律に評価することを意味せず、「政策的意義の乏しい法人、国や地方公共団体などの経営支配・関与が乏しい法人、財務内容が不芳な法人など、各法人の個別状況に鑑みて」格付けを行うとしている。具体的には、「格付は、教育分野における業務の社会的意義・政策的意義が極めて大きい点、財務・損益における国の支援が明確である点などを反映している。これまでの一連の独立行政法人改革で示された改革案のなかで、中核事業である奨学金貸与事業については廃止や民営化に関する事項がなかったこと、国の成長戦略において人材育成のための「奨学金制度の拡充」が重要な施策に位置付けられていることなどを踏まえると、支援機構の現在の格付を支える基礎的な要素は今後も維持されていくとみられる。」という評価になる。

「教育分野における業務の社会的意義・政策的意義」が強調されるだけに、格付機関が敏感となったのが日本育英会から日本学生支援機構への改組である。格付投資情報センターは「独立行政法人の日本学生支援機構、環境再生保全機構が1日発足した。各機構はそれぞれ日本育英会、環境事業団を衣替えした法人で、資産・負債、権利・義務をほぼそのまま引き継ぎ、一部新たな業務も担当する。各機構とも国の政策上、制度上の位置付けも承継する前の特殊法人とほぼ同じ。このため各機構の長期優先債務格付けは各特殊法人と同水準とした。」という評価である。日本格付研究所もこの改組について意見を表明している。「学生支援事業の窓口が機構にほぼ一元化されることから、事業運営・実施の合理化・効率化が図られるうえ、支援事業の充実が期待される。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において「奨学金の充実」が謳われる等、機構が行う事業は国の施策として強化、ないし引き続き注力されている方向にある。」として、組織変更にもかかわらず格付けは変更せず、二格付機関ともそれぞれAA-、AA+という高い格付けを維持している。

財投機関の格付けはこのように極めて政策に敏感に反応し左右されるが、それだけでなく、「R&Iは各特殊法人の収支構造を見る場合、政府からの補填前での損益の状況、その改善（悪化）の動向を重視する。補助金、補給金に依存した運営は今後、次第に困難になるのではないか、という懸念があるからである。」という視点も強調されている。つまり、あまりに財政状態に問題があり、改

善努力の乏しい組織は財投機関であろうとも無前提に存立を許されるわけではないという懸念である。これが市場の評価であり、逆にこの市場の評価が財投機関の活動に影響してくる。

「育英会は、奨学金事業の利息収支差や諸経費を自らまかなう手段を持たず、全面的に国庫交付金に依存する。現在の財政事情を考慮すると、こうした補てんが受け続けられるかには不確実性がある。近年、奨学金事業は拡大を続けている一方、2001年度末の6カ月以上の延滞債権比率は5.1%と前年度比横ばいとなっている。しかし、事業拡大を背景に件数、金額は増加。すでに具体的に改善に努力しており、2001年度には法的回収手段の早期着手、外部委託による督促架電など、取り組みを強化している点は評価できよう。しかし、奨学金事業の量的拡大にともない、滞納債権残高は増加しており、その実効はまだ目に見える形で検証ができない。R&Iでは今後も債権管理の改善動向を注視する。」

という評価が典型的である。

「R&Iでは今後も債権管理の改善動向を注視する」という文言は、市場で資金調達する上で奨学金事業に重石として作用している。常に改善動向はモニターされ、「具体的な努力」と「実効」が検証され格付けに作用する。信用リスクは資金調達のコストに跳ね返る。市場から高評価を獲得するためには、常に債権回収の努力を続けて増大する延滞債権残高を「目に見える形」で減少させねばならない。改善努力の乏しいとされる財投機関は、その政策意義にもかかわらず組織の存立自体を問われる。

4. むすびにかえて

日本育英会の奨学事業の有利子化を最初に指摘したのが、1980年7月に出された大蔵省主計局編『歳出百科』だということはよく知られている。この書籍は教育費だけを論じたものではなく、「わが国財政は、歳出総額の3分の1を国債でまかなうという異常な状況になっています。財政によるインフレを回避し、国民生活の安定と経済の発展のためには、財政再建すなわち国債依存体質からの脱却が急務となっています。」という財政全般にわたる危機意識に満ちたものであり、また次のような啓蒙的な趣旨が込められている。

「財政再建に当たっては、まず歳出の徹底した合理化・効率化を進めることが必要ですが、その実をあげうるかどうかは、国民全体の理解と協力にかかっていると思われまます。

しかしながら、国の財政は様々な機能を持っており、その規模も巨額なものとなっているため、その実態がわかりにくく歳出の合理化・効率化についての具体的な議論をむずかしくしているとの声があります。

この「歳出百科」は、今日わが国財政の現状について主な経費ごとにそのサービス水準、財政当局の立場からみた問題点や考え方について、できるだけわかりやすく説明したものです。

歳出の実態について国民の理解を深め、歳出の合理化・効率化について現実に即した議論に役立つことを期待しています。」

何を国民に理解して貰いたいのか、その本音は「また参考として国民生活に身近な例をもとり入れて財政からの受益と負担の関係について示した「行政サービスからの受益と負担」をつけてあります。これは、財政再建に当たっては、より基本的には、行政サービス水準とそのため負担水準のあり方について考えていく必要があるからです。」という文言に込められている。「行政サービス水準とそのため負担水準のあり方」こそこの本を貫くテーマなのである。

「B 各論 II 文教・科学技術」で教育予算全般が論じられる中で、「5 育英奨学事業」としてあるわずか2頁での指摘こそ日本の奨学事業の方向性を決定づけたものである。まず日本育英会の奨学事業の概要として「(2) 日本育英会の事業規模は、年々大きくなってきており、55年度においては、約38万人の学生生徒に、総額925億円の奨学金を貸与する予定です。」と事業規模の拡大を指摘している。ここから現下の奨学事業の問題点を次のように指摘している。

「(1) 56年度の事業規模は、53～55年度の間改善の学年進行のため100億円以上にのぼる当然増が見込まれます。現下の厳しい財政事情からみて、このように多額の当然増が見込まれる間は、従来のような貸与月額の引上げや貸与人員の増員を行うことは極めて困難です。「55→56年度当然増」として108億円を試算して、その内訳として「55年度改定分18億円」「54年度改定分59億円」「53年度改定分31億円」を上げている。このことから次のように提言している。

「(2) また、長期的な問題として、有利子資金導入の可否、返還免除制度の見直し等制度の基本にまでちかえって検討する必要があると思われれます。」

国家予算を牛耳る大蔵省主計局の言葉は重たい。「検討する必要」とはそうするという意味に他ならない。つまり、日本育英会の奨学事業に「有利子資金を導入」し「返還免除制度の見直し」を行うという宣言である。事実、1984年の日本育英会法改正で有利子の第二種奨学金制度が創設され、特別貸与返還免除制度も廃止された。さらにその後もこの考え方に基づいて、教育職または教育研究職についた場合の奨学金の返還が免除される特別免除制度、いわゆる免除職は1998年と2004年に段階的に廃止されている。

1980年7月の予告が四半世紀の時を超えて実現されている。それを後押ししたのが、1981年3月に設置された臨時行政調査会、土井臨調として知られているものである。ここにも厳しい財政再建策が提言され、奨学事業の有利子化も提言されているが、そこには大蔵省主計局にはない「民間活力を最大限に活かす」という哲学が付加されている。中村隆英氏による的確な解説を長文になるが引用しておく。

「その反面において、鈴木内閣は国内的には財政再建を旗印として、一九八一年三月、臨時行政調査会（臨調）を設置し、会長には経団連名誉会長上光敏夫が就任した。消費税導入が不可能となったなかで、財政再建のためには、思い切った行政改革を実現するより仕方がないという判断からだったのである。その担当大臣は、行政管理庁長官中曽根康弘であった。中曽根は、臨調によって行政改革、財政再建を実現することにより、次の首相にふさわしい実績をつくりあげようとしたものと思われる。

この時期の財政は、なお赤字公債の累積がつづいていたから、放置すれば増税が避けられない。それを承知であえて「増税なき財政再建」を旗印に掲げた土光臨調は、第一次石油ショック後の財界が実行した減量経営を政府に対しても要求したのである。その背後には、一九八〇年代の世界をおおう自由経済への回帰の思想があった。土光会長の鈴木首相に対する申し入れは手厳しい内容をもっていた。第一に、答申が出たら政府は必ずこれを実行してほしい。第二に、徹底的な行政の合理化を図って、小さな政府を目指し、増税によることなく財政再建を実現すること。第三に、行政改革は中央政府だけではなく、各地方自治体の問題をも含め、日本全体の行政の合理化、簡素化を抜本的に進めることが必要である。第四に、このさい、三K赤字解消、特殊法人の整理、民営への移管を極力図り、官業の民業圧迫を排除するなど、民間活力を最大限に活かす方策が必要である。ここでいう三K赤字とは、国債、国鉄および健康保険の三者の赤字である。鈴木首相はこれを受けて、その実行を確約した。

この答申は以後三次まで行われ、第二次答申は許認可の整理合理化、第三次は国鉄、電電公社、専売公社の民営化、省庁の統廃合を含む野心的なものであった。この答申の背景には、第一次石油ショックを減量経営で乗り切ったという財界の自信があふれていたのは事実であった。」

大蔵省主計局の財政担当者としての帳尻あわせを超えた論理がここに込められている。それは、「民間活力を最大限に活かす」ことであり、「第一次石油ショックを減量経営で乗り切ったという財界の自信があふれた」ものである。つまり、公共分野に於いても企業経営の論理を取り入れて日本経済の活性化、いや、経済を超えて日本社会全体を活性化させるという意気込みである。日本育英会法の改正はこの精神を具現化するものであった。

そしてそれは、奨学金の有利子化、日本育英会債の発行による市場資金の調達へと日本育英会を金融機関へと変容させる過程でもあったが、その完成は日本育英会から日本学生支援機構への改組まで待たねばならなかった。ここまで、奨学事業の有利子化が何を意味するのかを明らかにしてきたが、奨学金制度の変容を解明するには、それに留まらず日本育英会が日本学生支援機構に改組される必然性も対象に考察しなければならない。それは次稿で論じたい。

注

- (1) 財政投融资資金と奨学金制度との関係は、白川（2008）に詳しい。白川は「1999年以降、育英事業費全体が大きく伸張しており、そのなかでも財政投融资資金の占める割合が高まっていることがわかる。改めて育英事業費の急激な伸張が、財政投融资資金の活用によるものであることが改めて確認できる。」（48頁）と指摘している。当時、財政投融资資金も膨張していたから、その有償資金の活用先として奨学事業があったわけである。大学進学率への上昇に伴う奨学金ニーズの高まりにも対応出来るいわば一石二鳥の政策として財政担当者には受け止められたのである。また、「[奨学金の部分は、昨年、文部省内に設置した研究会において、「育英」と「奨学」のどちらに重点を置いて拡充すべきかを検討した際に、これから進学率が高まることを考えれば「奨学」に重点をおいた方向を目指すほうが適当ではないかとの議論があったことを踏まえ記述している」と、政策提案の背景が説明されている。ここから、文部省には、奨学金政策を「奨学」に重点をおいて拡充するという明確な政策意図があったことをみることができる。」（49頁）という指摘も重要である。育英から奨学へと奨学事業が大きく変容することに、日本育英会が日本学生支援機構に改組された根本的な理由が考えられるが、この点の本格的な検討は次稿で行う。
- (2) 引用文献に上げてある『第百一回国会（特別会）日本育英会法案答弁資料』は、文部省大学局が作成したいわば内部資料であるが、「想定質疑応答」という部分だけで168頁あり、別に法律案として55頁あり製本され書籍としての体裁を整えているものである。「想定質疑応答」は116問におよぶ詳細なもので、文部省が日本育英会法改正にかける熱意が読み取れる。
- (3) 文部省（1984）138頁。
- (4) 文部省（1984）136-137頁。
- (5) 文部省（1984）115頁。
- (6) 日本学生支援機構のホームページ http://www.jasso.go.jp/shikinkanri/minkari_kako.html#h25（2015.07.12確認）に債券発行に関する詳細なデータが掲載されている。
- (7) 日本円 TIBOR についての一覧表は、<http://www.jbatibor.or.jp/rate/pdf/JAPANESEYEN2007.pdf>（2015.07.12確認）にある。全銀協 TIBOR についての解説は、<http://www.jbatibor.or.jp/about/>（2015.07.12確認）を参照されたし。ここで提供されているレートは、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、横浜銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行、ピー・エヌ・ピー・パリバ銀行、信金中央金庫、商工組合中央金庫、農林中央金庫からの提示レートを「市場実勢レートを全銀協 TIBOR 運営機関に呈示します。全銀協 TIBOR 運営機関は、各期間における呈示レートについて、それぞれ上位2行と下位2行の値を除外して、それ以外の呈示レートを単純平均し、「全銀協 TIBOR レート」（日本円、ユーロ円それぞれ6種類）として全銀協 TIBOR 運営機関が認めた各情報提供会社を通じて公表しています。」というものであるから、銀行間の単純な取引金利の平均と言うよりむしろ優良金融機関間の提示レートと理解すべきである。それとほぼ同様、さらにマイナスのスプレッドを日本学生支援機構は誇っているのであるから、金融機関としていかに優良な存在として評価されているかが理解できよう。
- (8) 日本学生支援機構のホームページ http://www.jasso.go.jp/shikinkanri/minkari_kako.html（2015.07.12確認）に民間資金借入についての詳細なデータが掲載されている。金融機関の短期借入市場については、東京短資のホームページが参考となる。ここで、「平均落札レート0.153%、応札額3兆2748億円、落札額1兆3億円となった。」と記されているが、この0.153%が基準金利となる。
- (9) 日本育英会債および日本学生支援債券については、<http://www.jasso.go.jp/shikinkanri/kakuzuke.html>（2015.07.12確認）から情報を得た。日本育英会および日本学生支援機構、さらに文部科学省も奨学金に関して「返還」という言葉を使い、決して「返済」とは言わない。奨学事業は借金を返す「返済」ではないという趣旨なのだろう。しかし、格付機関はそう理解していない。格付投資情報センターは「返済」という用語を用い、日本格付研究所は「回収」である。金利を付け

て金を貸して取り戻す行為は、どう言いつくろうと金融市場では「返済」あるいは「回収」そのものなのである。ただし、日本学生支援機構でも「返済」という言葉を一切使わないわけではない。「奨学金 Q&A～奨学金の返還～」(http://www.jasso.go.jp/henkan/faq_henkan.html〈2015.07.12 確認〉)では「返還」のオンパレードであるが、「Q9-2. 連帯保証人は連帯して返還の責任を負うとはどういうことですか。」という設問に「【A】奨学生本人と同等の返済の責任があるということです。そのため、奨学生本人の返済資力の有無にかかわらず、奨学生本人の返還状況によっては、連帯保証人から先に請求が行われる場合もあります。」という解答となっている。「返還の責任」と問いながら解答では「返済の責任」という「お役所」らしからぬ用語の混乱がある。奨学事業でありながら、金利を付けて金を貸し取り立てるという行為を「返還」という言葉で覆い隠そうという意図は、まだ奨学事業としての認識を持っていることから生ずるある種の「後ろめたさ」と理解すべきなのであろう。

引用文献

- (1) 白川優治「財政投融资と奨学金制度・政策の関係についての研究」『ゆうちょ資産研究 ―研究助成論文集』16号、財団法人ゆうちょ財団、2008年、pp. 43-64。
- (2) 文部省大学局『第百一回国会（特別会）日本育英会法案答弁資料』1984年2月。
- (3) 中村隆英『昭和史（下）』東洋経済新報社（KINDLE版）2012.09.01。「鈴木内閣と臨時行政調査会」位置 No. 4729 中 3966。

Structural reforms and transformation of scholarships (Part I):
From the Japan Scholarship Foundation to the Japan Student
Services Organization

Takeo SHIBATA

Abstract

The Japan Scholarship Foundation Law was amended in 1984 to become a federal bond-issuing authority. As a result, it began to accept Fiscal Investment and Loan Program funds. At the same time, the scholarship was changed so that they could bear interest, and thus the program became a more significant financial institution. The first public offering of Japan Scholarship Foundation bonds was made in December 2001. The Japan Scholarship Foundation has now been taken off the market so as to lower the credit risk. It was necessary to reduce the costs of funding the Japan Scholarship Foundation, so delinquent loans have been repaid and, due to tight economic conditions, debt collection is being stringently enforced.

Key words: Japan Scholarship Foundation, The Fiscal Investment and Loan Program, bond-issuing, the introduction of scholarship interest charges, Debt Collection